

J R 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画改定業務仕様書

1 業務名

J R 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画改定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

本業務の期間は、契約の日から令和9年3月19日までとする。

3 業務概要

本業務は、J R 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画改定に必要な調査、検討、計画案改定及び協議会運営支援を行う。

4 調査業務の対象とする圏域

本業務の対象とする圏域は、笠置町、和束町及び南山城村（以下、「相楽東部3町村」と表記）およびJ R 関西本線(加茂～亀山間)沿線地域とする。

5 業務の目的

「J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会」を構成する京都府及び相楽東部3町村では、平成29年3月に「J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）、令和4年3月に「J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度。以降、「現計画」と表記）を改定し、公共交通の維持・活性化に向けた取り組みを実施してきた。今年度限りで現計画の計画期間が終了することに伴い、「J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画」（以降、「本計画」と表記）の改定に取り組む必要がある（計画期間：原則5年程度）。

現在、相楽東部3町村は、少子高齢化と人口減少により、地域コミュニティの維持が困難になってきている。そこで、鉄道・バス・デマンド交通の連携による利便性と持続可能性の向上を図ることで、高齢者・子どもや移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通の維持を図る。また、地域住民がこの地域に末永く住み続けることができ、来訪者が次もこの地域を訪れたいと思い、他地域の人が魅力を感じて移住してくれるような「おでかけ環境」を提供する公共交通網の構築を目指す。

本業務は、現計画に続いて地域の交通再編等に取り組んでいくため、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、現計画の進捗状況の評価結果等を踏まえた内容に加え、国土交通省が令和7年4月に公表した「地域公共交通のアップデートガイダンス」（以下、アップデートガイダンスと表記）の内容を盛り込むことで、相楽東部3町村を対象圏域とした新たな「J R 関西本線（加茂以東）沿線地域の地域公共交通計画」の改定に係る業務を支援するものである。

6 業務項目

本計画の改定支援に係る以下の業務を行う。

なお、本業務の遂行にあたり、当地域を訪問する際は、原則として公共交通機関を利用すること。

- (1) 地域全体の公共交通に関する現状把握・課題整理及び住民ニーズ調査・分析
- (2) 新たな地域公共交通計画の改定支援
- (3) 協議会等の開催支援

7 業務項目の検討内容

- (1) 地域全体の公共交通に関する現状把握・課題整理及び住民ニーズ調査・分析

①地域特性等の現状調査及び公共交通の現況診断

「4. 調査業務の対象とする圏域」に示した地域を対象として、地域特性や公共交通の現況把握及び課題整理に必要な現状調査や診断を行う。特に、「アップデートガイダンス」の内容を盛り込むために必要な以下の事項について、様々なモビリティデータを有効に活用した情報の収集・分析・整理を行う。

- ・人口情報
- ・地域特性情報
- ・交通ネットワーク情報
- ・交通サービス利用情報
- ・潜在需要情報
- ・交通サービスの持続性に関する情報
- ・その他、対象圏域の地域特性や公共交通の現況に関する情報

②現計画の進捗状況の確認及び①の分析に基づく現計画の課題抽出

「JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画」（令和4年3月策定）の進捗状況に関する次の事項について整理、分析を行う。

- ・数値目標の達成状況
- ・計画目標実現に向けた具体的施策の進捗状況

③圏域内の移動実態及びニーズ等の把握

圏域住民の移動実態及び公共交通に関するニーズの把握や意識・行動変容の促進方法の検討、公共交通の運行主体や移動先となる施設等（域外も含む）の意向の把握をするため、次の調査等を実施する。実施の具体的な方法や内容は提案事項とする。

③-1 住民アンケート調査

- ・圏域内の全世帯を対象とした住民アンケート調査を実施する。

③-2 事業者ヒアリング調査

- ・圏域内の公共交通を運行する交通事業者等へのヒアリング調査を実施する。

③-3 地域懇談会の開催支援

- ・圏域住民をはじめ、医療、福祉、教育、商業等地域の生活に不可欠な様々な分野の関係者による地域懇談会を企画し、準備・当日の運営・記録の作成を行う。

④問題点の抽出、課題の整理及び事例調査・分析

③-1～③-3 の調査等の結果を分析し、圏域内の公共交通の問題点の抽出及び課題整理を行う。また、他の地域における地域公共交通施策の事例を調査し、当圏域への適用の可能性等について分析を行う。

(2) 地域公共交通計画の改定支援

①地域公共交通の再構築案の検討及び施策の設定

(1)で実施した一連の調査結果を踏まえ、新たな地域公共交通計画を構成する次の事項の提案を行う。施策・事業の提案にあたっては、それぞれの実施に関連する主体(自治体、交通事業者、関係機関等)との調整を行う。また、圏域に隣接する木津川市、三重県伊賀市が設置する法定協議会との連携を図り、各々の交通計画との調和を図る。

- ・計画の基本理念及びその実現に向けた基本方針
- ・基本方針を実現するために行う施策・事業
- ・各施策・事業の実施主体
- ・各事業の実施スケジュール

②計画目標・KPI の検討

①で提案した施策・事業の進捗状況や効果を計測するための KPI 指標及び目標値を設定する。目標値は、圏域の目指す将来像を踏まえたわかりやすく定量的なものとし、短期及び中長期それぞれを見据えたものとする。

(3) 協議会の開催支援

協議会(3回を予定)に必要な資料を作成するとともに、必要な準備、出席及び議事録の作成を行う。

8 業務に必要な提出書類等

業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

(1)着手届及び技術者等届

(2)業務計画書

業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。

(3)完了届

(4)目的物引き渡し書

(5)成果品

提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

- ①本調査の成果品は、電子納品とする。
- ②本調査においては、上記による電子納品以外に紙による報告書（原稿1部、製本5部）を作成するとともに、図面は原図一式を提出する。なお、報告書の製本の体裁は A4 版とし、図面は A3 版折り込みを標準とする。
- ③調査結果の納入時には、調査実施日や業務実施状況を記載した委託業務報告書（様式任意）を添付し、発注者の検査を受けること。

9 その他

関係機関との協議については、発注者の要請に応じて出席を求めることがある。

本仕様書に定めのない事項または本仕様について疑義が生じた場合、協議会事務局と協議して決定するものとする。